

令和 7 年 10 月
農業委員会議議事録

開催日：令和 7 年 10 月 24 日（金）
場所：越谷市農業技術センター 2 階
研修室
開会時刻：午前 9 時 55 分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 7 年 10 月 24 日 (金)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2 階研修室

3. 農業委員会出席状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	三ツ木 宗一	出	8	豊田 佳樹	出
2	石塚 健造	出	9	小林 博	出
3	田口 勲	出	10	中島 満	出
4	坂巻 慎一	出	11	瀬尾 守	出
5	白鳥 みどり	出	12	金子 繁雄	出
6	山崎 保夫	出	13	小野寺 美佐子	出
7	荻島 元治	出	14	山崎 明美	出

4. 農地利用最適化推進委員会出席状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小早川 久夫	出	8	飯高 進	出
2	川上 政己	出	9	斎藤 晃一	出
3	今井 富士雄	出	10	鈴木 喜雄	出
4	林 信雄	出	11	川上 嘉夫	欠
5	岡安 昇治	出	12	松沢 浩之	出
6	須賀 英夫	欠	13	原田 正	出
7	高島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関根 正和
統括主幹 上原 誠
主任 小島 拓也

(説明員) 開発指導課長 田中 克尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について

第3号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

③ 報 告

第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時22分

9. 会議の内容

事務局長

本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

会長

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。

おはようございます。お寒うございます。急にクーラーから暖房という、ちょうどいい秋がなくて夏から急に冬になってしまったということで、もう冬になりましたから、大分稻刈りのほうも進んだと思うのですが、この辺は大口さんがいるので、まだ黄ばんだ稻が見えると思います。

このところは、国のほうで誰が総理大臣になるのか何だかで大分騒いでいまして、最終的に自民党が政権を取って、農林水産大臣も自民党で小泉さんから変わりました。今日の農業新聞に載っていましたけれども、米の値段を対価を乗せた価格にすると書いてありましたけれども、今まで対価を考えていなかつたということなのです。だから、米が1万円台、下手すると1万円割るとか、そんな単価を出しておりました。備蓄米もこれからは、今まで100万トンを目標にするとなっていましたのを、見直したら80万トンにするとなっていましたけれども、いろいろなことを考えてまた同じく100万トンだということで、今日の農業新聞に載っていましたけれども、今度は年数を3年から4年に短くするとか、民間に2割を備蓄米してもらうとか、いろんなことが今日は書いてありました。

いずれにしても対価を乗せて価格を決めてもらえば、今年の3万円という数字は少し下がるでしょうけれども、前みたいな数字までは下がらないのかなと思います。対価を乗せて2万5,000円にしてもらわないと、なかなか後継者もできないと思います。民間だとみんな対価を乗せています。こここのところ毎月のように食料品はどんどん何%値上げだとかしていますけれども、米の価格は、対価を国のほうで乗せてもらわないと、個人的に決められるわけではないので、今日の新聞の内容をちゃんと守ってもらえれば、それなりに農業として継続もでき

るのかなと思っております。

これで多少日の目を見ることがで、後継者ももうかることができないと、みんなせがれにやれよと言えません。

国は、みんな田んぼを大きくして集積すれば効率よくなるから、米も作れると言いますけれども、大きくなればなっただけ機械も大きくしなくてはいけないし、そうすると自分の施設では賄えないのです。機械を大きくしたって、置く場所もないし、設備のほうにも補助金を出すようなことも書いてありましたけれども、集積して農家の数が減って大口さんを増やすには、ライスセンターみたいなものを造って、そこを利用してやるようにしないと、個人で設備投資はなかなか限界があります。

田んぼを守るといつても個人では限度があります。やはり人を雇うにも、私の家でも今の設備で人を雇うほどの設備ではないので、規模拡大と言うのは簡単ですけれども、実際の話はなかなかそうはいかないのが現状です。

そういうことで、来月になつたら、また今度は福島に視察に行きますけれども、寒いので十分体調を整えて視察に行っていただければと思います。

それでは、話まとまりませんけれども、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

事務局長

ありがとうございました。

本日は全員出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いします。

議長

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から11番の瀬尾委員、13番の小野寺委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から7番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭になり自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は妻の実家にも程近く、子育ての支援や将来両親の介護等お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和63年に市内に本店を置き、主に管工事業、水道施設工事業、土木工事業及び清掃施設工事業を営む法人です。現在使用している資材置場を別の事業に使用するため、新たに資材置場を計画し土地を探していたところ、申請地は本社からも近く、幹線道路へのアクセスもよい場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、借人は昭和39年に市内に本店を置き、主に管工事業を営む法人です。売上、作業量の増加に伴い従業員の増員をしましたが、従業員用の駐車場が不足し、来客者用も含めた駐車場を新たに計画し土地を探していたところ、申請地は本社からも近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

なお、令和7年3月4日付で、駐車場として農用地区域から除かれています。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、手狭になり、子供を伸び伸びと育てられる自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は母の住む住宅にも程近く、子育ての支援等お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、借人は電気工事会社の下請工事業者として営業していますが、現在元請業者の資材置場に資材を置いている状態で、元請と自身の使用する資材の混同を避けるため、新たに資材置場を計画し土地を探していたところ、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、子供を伸び伸びと育てられる自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は妻の実家にも程近く、子育ての支援や将来、祖母や両親の介護等お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地近くには商業施設もあり、おじの住む住宅にも程近く、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

本件は、令和7年7月の委員会にて目的が住宅でご審議をいただき、農地法第5条許可相当の意見決定をいただいたものでございます。しかし、譲受人の都合により、令和7年9月26日に申請の取下げがあり、所有権を単独名義から夫婦の共有名義にするため、新たに申請するものです。

以上7件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適當であると考えます。

事務局からは以上です。

議

長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番について瀬尾委員、2番について小林委員、3番について中島委員、

		4番について坂巻委員、5番について豊田委員、6番について小野寺委員、7番について石塚委員よりお願いいいたします。
1 1 番 委 員 (瀬尾委員)		それでは、1番について瀬尾委員よりお願いいいたします。
議 長		それでは、1番の件についてご説明いたします。
9 番 委 員 (小林委員)		10月15日に現地確認をしております。申請地の現況は田、転用目的は住宅であります。東側出入口部分を除いて、周囲をコンクリートブロックで区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれないと判断いたします。
		以上、ご報告いたします。審議のほどよろしくお願いいいたします。
議 長		ありがとうございました。
1 0 番 委 員 (中島委員)		2番について小林委員よりお願いいいたします。
議 長		2番の件について説明します。
4 番 委 員 (坂巻委員)		10月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畠、転用目的は資材置場です。南側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすことないと判断します。
		以上、報告いたします。ご審議をよろしくお願いいいたします。
議 長		ありがとうございました。
4 番 委 員 (坂巻委員)		3番について中島委員よりお願いいいたします。
議 長		3番の件について説明します。
4 番 委 員 (坂巻委員)		10月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畠、転用目的は駐車場です。南側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれないと判断します。
		以上、報告します。ご審議ほどよろしくお願ひします。
議 長		ありがとうございました。
4 番 委 員 (坂巻委員)		4番について坂巻委員よりお願いいいたします。
		4番の件についてご説明申し上げます。
4 番 委 員 (坂巻委員)		10月15日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅です。西側出入口部分を除き、周囲を新設及び既設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれないと判断いたします。

		以上、ご報告いたします。
議長		ありがとうございました。
8番委員 (豊田委員)		5番について豊田委員よりお願ひいたします。
		5番の件について説明いたします。
		10月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畠、転用目的は資材置場です。南側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれないと判断します。
		以上、報告します。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長		ありがとうございました。
13番委員 (小野寺委員)		6番について小野寺委員よりお願ひいたします。
		6番の件について説明いたします。
		10月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畠、転用目的は住宅です。西側出入口部分を除き、周囲を新設コンクリートブロック及び既設U字溝で囲われていることから、隣地に被害を及ぼすおそれないと判断いたします。
		以上、報告いたします。よろしくお願ひいたします。
議長		ありがとうございました。
2番委員 (石塚委員)		7番について石塚委員よりお願ひいたします。
		7番の件について説明します。
		10月16日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅です。南側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれないと判断します。
		以上、報告します。審議のほどよろしくお願ひします。
議長		ありがとうございました。
全員議長		ただいまの説明について質疑はございませんか。
		なし。
		質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
		続いて、採決を行います。
		原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

	[挙手全員]
議長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。
統括主幹	続きまして、第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について、事務局から説明願います。
	議案書の2ページを御覧ください。第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について説明します。
	本件は、農業経営を継続することを前提として、租税特別措置法の規定に基づき相続人が農地を相続により取得した場合には、相続税の納税猶予の特例が受けられることになっております。
	番号、被相続人氏名、相続人氏名の順に読み上げます。
	それでは、1番の内容ですが、筆数は4筆です。面積は2,812平方メートルです。相続開始年月日は、令和7年1月26日です。
	続きまして、2番の内容ですが、筆数は2筆です。面積は977平方メートルです。相続開始年月日は、令和7年1月23日です。
	事務局からは以上です。
議長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番について推進委員1番の小早川委員、2番について推進委員5番の岡安委員よりお願ひいたします。
1番推進委員 (小早川委員)	それでは、1番について小早川委員よりお願ひいたします。
	それでは、1番の案件について報告いたします。
	去る10月15日に現地を確認いたしました。申請地の畠4筆につきましては、適正に管理、耕作されておりましたので、報告いたします。
	ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ありがとうございました。
5番推進委員 (岡安委員)	2番について岡安委員よりお願ひいたします。
	2番の案件について報告いたします。
	去る10月15日に現地を確認いたしました。申請地の畠3筆につきまして、適正に管理、耕作されておりましたので、報告いたします。
	ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長	ありがとうございました。 ただいまの説明について質疑はございませんか。
全 員	なし。
議 長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
	続いて、採決を行います。
	原案のとおり証明することに賛成の委員は挙手を願います。
	[挙手全員]
議 長	挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。
	続きまして、第3号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、事務局から説明願います。
統 括 主 幹	この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、同法第18条第3項の規定により、農地中間管理機構がこの計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされています。
	農地中間管理事業の農地の貸し借りについて申し上げますと、まず利用権設定の制度の下で、埼玉県農地中間管理機構の指定を受けている埼玉県農林公社が、地権者から農地を借り受けます。次に、埼玉県農林公社が地権者から借り受けた農地を借受け希望者に転貸することを定めるのが、この農用地利用集積等促進計画になります。
	それでは、議案書の3ページから11ページを御覧ください。
	第3号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について説明します。1番から94番の総筆数316筆、総面積20万4,413平方メートル、期間は10年3ヶ月及び10年です。また、94件と件数が多いことから、個別の内容は議案書を御覧いただき、内容の説明は省かせていただきます。
	以上94件の農用地利用集積等促進計画（案）で設定する農地は、全てを効率的に利用し耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事するものを考慮して作成されており、

		各要件を満たしていると考えます。
議 長		事務局からは以上です。
全 員		ただいまの説明について質疑はございませんか。
議 長		なし。
		質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
		続いて、採決を行います。
		原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。
		[挙手全員]
議 長		挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。
統 括 主 幹		続きまして、報告でございます。
		事務局より報告願います。
		それでは、報告をさせていただきます。
		議案書の12ページから14ページです。第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について5件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。
		続きまして、議案書の15ページです。第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、2件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。
		続きまして、議案書の16ページから18ページです。第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、19件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。
		第1号報告、第2号報告及び第3号報告についての届出は、添付書類を含め完備していましたので、事務局長専決によりこれを受理し、通知書を交付いたしました。
		報告事項は以上です。
議 長		以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。
		慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。
		次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、11月25日火曜日、午前10時から、この会議室で行います。

事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、荻島職務代理からご挨拶をお願いいたします。

職務代理

本日は、農業委員会会議出席ありがとうございます。

先月の農業委員会でまだ暑いですねという話をしましたが、ここ二、三日急に寒くなって、インフルエンザ等はやり病も増えているようです。皆さんも体に気をつけて、また来月の農業委員会総会に出席お願いいたします。

本日はご苦労さまでした。

事務局長

ありがとうございました。

本日の総会はこれにて閉会といたします。

(閉会時刻：午前10時22分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和7年10月24日

議長

署名委員

署名委員